

県営土地改良事業変更計画概要書

農業用排水施設整備事業 永子地区

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・永子地区）変更計画概要書

1. 変更の概要

工種	変更前		変更後		増減	
	事業量	事業費 (千円)	事業量	事業費 (千円)	事業量	事業費 (千円)
純工事費 用水路	L=4,500m	199,000	L=5,210m	281,040	L=710m	82,040
測量試験費		47,000		47,000		0
用地買収及 び補償費		1,000		1,000		0
小計		247,000		329,040		82,040
工事雑費						
事務費		12,350		16,452		4,102
合計		259,350		345,492		86,142

2. 変更の理由

(1) 施行地域の変更

当初予定していた老朽化した開水路をパイプライン化する施工区域に加え、安定した農業用水確保に苦慮している水田が新たに判明したことから、面積増となった。(11.1ha→12.2ha)

(2) 事業量の変更

用水路において当初計画していた路線から変更が生じたため延長増となった。(4,500m→5,210m)

(3) 事業費の変更

上記に伴い、事業費が増額となった。

3. 事業計画概要

第1章 目的

本地区の農業用排水施設は整備後50年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、維持管理費の増加や漏水等配水管理の問題に直面している。農業者の高齢化や担い手不足が顕著な情勢を踏まえると、施設の更新整備と併せて施設管理の省力化や効率化を図る必要が生じている。

このため、本事業により、老朽化した開水路をパイプライン化及び改修し、農業用水の安定的確保、維持管理や水管理の省力化、漏水等による配水管理ロスの節減を図ることで、農作業の共同化や担い手となる農業者への農地集積を推進させ、安定した競争力ある農業経営の展開を目指すことを目的とする。

第2章 地域の住所及び現況

第1節 地域の住所

愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬

第2節 現況

本地区は久万高原町北部に位置し、周囲を山脈に囲まれた標高500mから700mの中山間地域である。

昭和57年から平成5年に、県営ほ場整備事業川瀬地区において、農業生産基盤が整備され、この優良農地を活用し、地域の特性を活かしたブランド米「久万高原清流米」や収益性の高い夏秋野菜を生産することにより、高品質な農業生産地として長期的に農地を活用することを目指しているが、老朽化した農業用用水施設の管理に多大な労力を要しており農業の継続に支障をきたしている。

第3章 基本計画

第1節 計画の要旨

老朽化した開水路をパイプライン化及び改修し、農業用水の安定的確保、維持管理や水管理の省力化、漏水等による配水管理ロスの節減を図ることで、農作業の共同化や担い手となる農業者への農地集積を推進させ、安定した競争力ある農業経営の展開を目指す。

第2節 環境と調和への配慮

本地区は環境配慮区域にあり、棚田地域の景観保全・山間地域の農地が有する多面的機能の維持と都市住民の癒しの空間として活用する。

整備内容が比較的簡易な整備であることから、特に問題はないと思われるが、工事中の有害物質の流出防止や、騒音についても配慮を行う。

第4章 工事及び管理の要領

第1節 主要工事の内容

農業用用水施設 L=5,210m

第2節 管理の要領

(1) 管理者

上浮穴郡久万高原町永子地区水利組合
が管理する。

(2) 管理すべき施設の種類

農業用用水施設 L=5,210m

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

(単位：千円)

科目	金額
工事費	281,040
測量及び試験費	47,000
用地費及び補償費	1,000
事業費計	329,040
工事雑費	
事業主体事務費	16,452
合計	345,492

第7章 効用

事業実施により、パイプライン化及び改修され、水管理作業が計画的に行われることに伴う増収による作物生産効果、営農条件の向上による営農経費節減効果、維持管理費節減効果、国産農産物安定供給効果など事業投資に見合う効用が発生するものと見込まれる。

第8章 他事業との関係

関連事業名	地区名	事業概要
暗渠排水事業	永子	暗渠排水 A=4.0ha

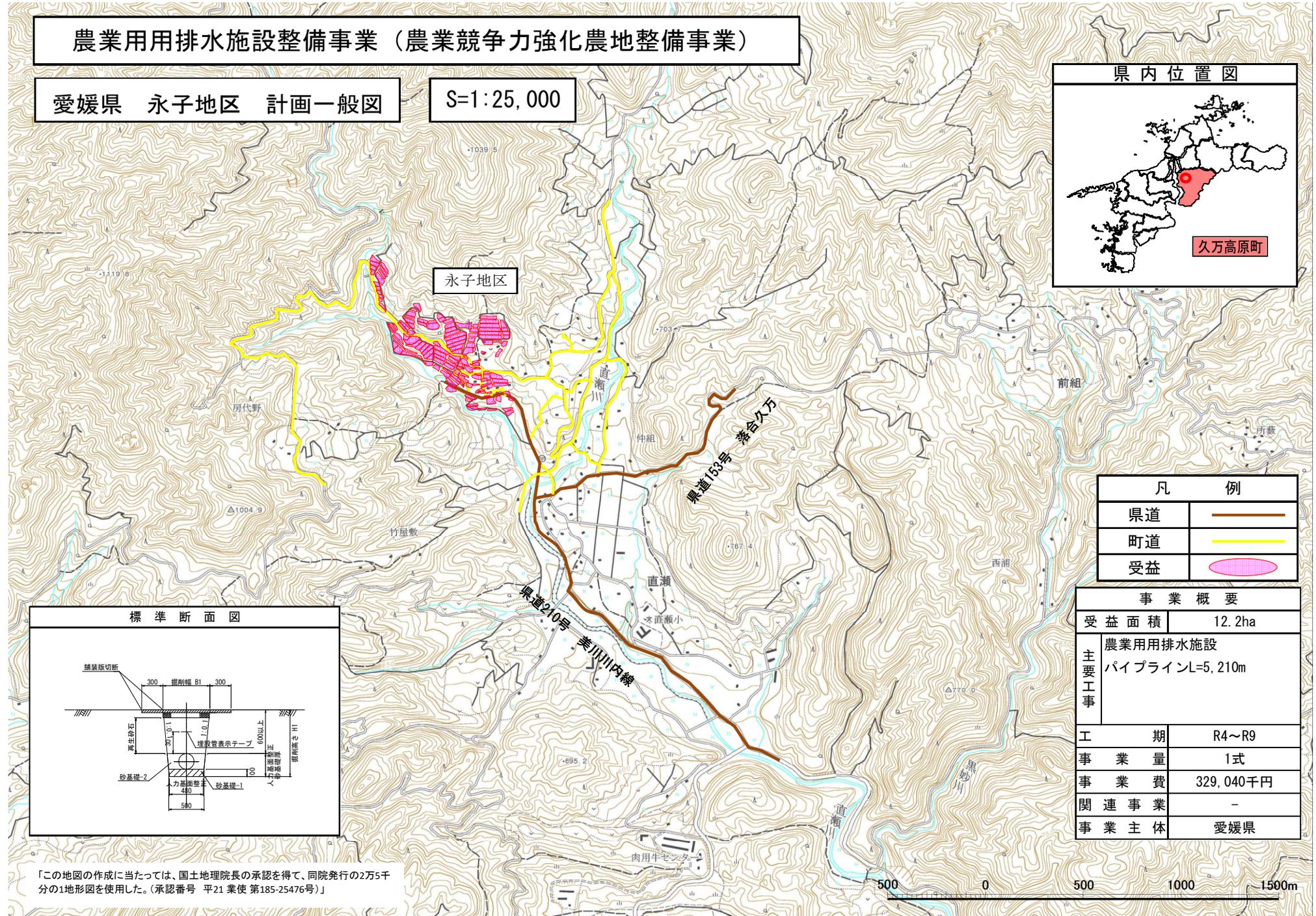
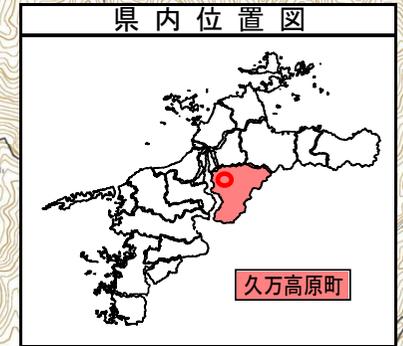
第9章 計画概要図

別紙のとおり

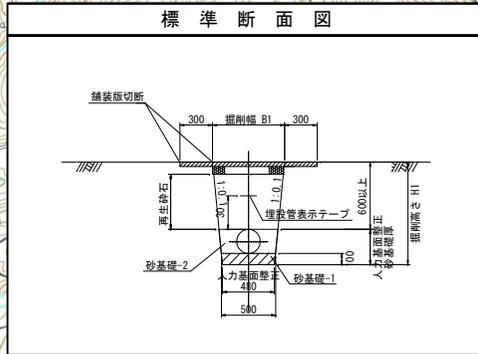
農業用排水施設整備事業（農業競争力強化農地整備事業）

愛媛県 永子地区 計画一般図

S=1:25,000



凡 例	
県道	
町道	
受益	



事業概要	
受益面積	12.2ha
主要工事	農業用排水施設 パイプラインL=5,210m
工期	R4~R9
事業量	1式
事業費	329,040千円
関連事業	-
事業主体	愛媛県

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平21業使 第185-25476号)」

500 0 500 1000 1500m

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・永子地区）における
事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

国庫補助金

農業用排水施設整備事業 (135,850,000円)
180,972,000円

県費負担金

農業用排水施設整備事業 (67,925,000円)
90,486,000円

地元負担金

農業用排水施設整備事業 (43,225,000円)
57,582,000円

計 (247,000,000円)
329,040,000円

2 事務費の負担区分の予定

県費負担金

農業用排水施設整備事業 (12,350,000円)
16,452,000円

計 (12,350,000円)
16,452,000円

() は変更前

3 地元負担の予定基準

地元負担金57,582,000円のうち51,001,200円を土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定に基づき久万高原町が負担し、残り6,580,800円は、法第91条第2項の規定に基づき、久万高原町県営土地改良事業分担金徴収条例により久万高原町が法第3条の資格を有する者から地積割を基準として徴収し、県へ納入する。

内 訳

工 種	負 担 者	久万高原町分	
		久万高原町	受 益 者
農業用排水施設整備事業（事業費）		51,001,200円	6,580,800円
農業用排水施設整備事業（事務費）		0円	0円
計		51,001,200円	6,580,800円

4 特別徴収金

農業用排水施設整備事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。